

## 保健室における薬品管理について

千葉県学校薬剤師会  
副会長 大野定行

学校には、理科などの実験に用いられる薬品、農薬、環境衛生検査及び消毒などの衛生検査に用いる薬品など、様々な薬品があります。薬品によっては、取り扱いを誤れば重大な事故や健康被害を起こしかねないことから、基本的な理解が必要となります。

今回は、学校の保健室の薬品管理について解説します。

**一般用医薬品の取り扱い**

学校は原則として要指導医薬品・一般用医薬品を児童生徒に提供する場ではないので、救急処置に用いる薬などを除いて必ずしも常備する必要はありません。

一般用医薬品を常備する場合、一般用医薬品の使用が応急的なものであることを理解し、使用量、使用頻度は必要最低限に努めることが大切であり、管理体制を整える必要があります。また、児童生徒が児童生徒間で持参した医薬品の譲渡を行わないように学校は指導することも大切です。

一般用医薬品のうち第一類医薬品及び要指導医薬品は、薬剤師から購入者の年齢や症状、他の医薬品の使用状況などを確認し、使用上の注意等の情報提供を受け、理解した上で購入する医薬品です。そのため、学校で児童生徒にこれらの医薬品を提供することは適当ではありません。一般用医薬品を購入する場合には、可能な限り、安全性の高い第三類医薬品を選ぶようにします。

**おさえておきたいポイント**

- ・ 学校は原則として一般用医薬品を児童生徒に提供する場ではないこと。
- ・ 学校で一般用医薬品を常備する場合要指導医薬品及び第一類医薬品は提供しないこと
- ・ 一般用医薬品を常備する場合、可能な限り安全性の高い第三類医薬品を選ぶこと
- ・ 学校での一般用医薬品の管理に関する責任者は校長であること
- ・ 一般用医薬品の取り扱いについては、教職員の共通理解を図ること

保健室は医療機関ではないので、学校における救急処置の範囲で使用する一般用医薬品のみ常備していることについて、児童生徒及び保護者等に周知する必要があります。

保健室の一般用医薬品の使用、保管場所の温度や湿度の管理、施錠などの保管・管理及び廃棄方法などについて相談を受けた場合は、適切な指導・助言をお願い致します。

**医療用医薬品の取り扱いについて**

様々な疾患のある児童生徒が安全・安心な学校生活を送るために、児童生徒に処方されている医療用医薬品を保護者等の依頼に基づき、可能な場合には、学校で預かる場合があります。学校において児童生徒が使用する医療用医薬品を預かることに関して、法令上の規制はありませんが、預かる場合には、学校内の体制を整える必要があります。

児童生徒が学校で医療用医薬品を使用する場合、原則本人が保管・管理しますが以下のような場合は、保護者等の申し出により、学校で医療用医薬品を預かることも考えられます。

1. 緊急やむを得ない措置として投与する医療用医薬品
  2. 解熱鎮痛剤の坐薬や水剤のように冷所保管などの保管条件がある医療用医薬品
  3. 児童生徒本人による保管・管理が困難な場合
- 学校は、個々の実情に応じた対応ができるように、教職員全体で共通の認識を持つことが必要となります。また、保護者等の連絡体制の確立や依頼書の提出も必要となります。

保護者等と学校の間で共通認識を得ることが重要となります。

学校薬剤師として、医療用医薬品の保管・管理や廃棄の仕方又は使用方法など依頼された時は、適切な指導・助言をお願いします。

今回の内容は、公益財団法人日本学校保健会発行の「学校における薬品管理マニュアル」令和4年改訂版から抜粋しました。